

消費税法
特別講座

初学者のための
消費税法はじめての理論暗記セミナー

目 次

	ページ
テーマ1 税法の理論問題とは？.....	1
テーマ2 暗記のための環境づくり	4
テーマ3 さあ、暗記！	6
テーマ4 成果を試そう！	16
テーマ5 忘れるのは嫌だけど...	19
テーマ6 理論暗記に関するQ & A.....	20

テーマ 1

税法の理論問題とは？

1 はじめに～税法の理論問題とは？

税法の理論問題は、「税法における取扱い」について出題されます。「問われたことに対して的確に解答する」、という点においては、財務諸表論の理論問題と共通するところですが、具体的な解答方法は異なります。

財務諸表論の理論問題では、知識として培った会計理論を背景に、制約された時間の中でコンパクトに文章を整え解答としてまとめることが要求されます。これに対し、税法の理論問題は、与えられた問いに対し、法令の根拠を基にその取扱いを解答することが要求されます。ここで「法令の根拠を基にする」ということは、理論の解答を条文に求めることであり、結果的に条文を暗記することが合格への近道となります。

例えば、第58回（平成20年度）本試験では、次のような出題がされています。

国内取引に係る消費税の課税標準について、消費税の法令において定められている事項について述べなさい。

この問題に対する最もスマートな解答は、理論マスター2－1「課税標準及び税率」のうち、「1. 国内取引」の部分そのまま記述することです。なんと、理論マスターの暗記が直接得点につながってしまうのです！

つまり、税法の理論学習は、理論（条文）を覚えれば覚えただけ、解答の可能性が広がり、また、同じ文章であれば速く書ければ書けるほど、計算に充てられる時間が増えるので、合格がより近づいてきます。合否の分かれ目は「理論をどれだけ書けるかにかかっている」と言っても過言ではありません。

② 税法理論学習は丸暗記?～言葉の力は偉大!

ところで、税法の理論学習は「条文を一字一句正確に暗記すること」、つまり理論マスターの丸暗記といわれますが、なぜ条文どおり(理論マスターどおり)覚えなければならないのでしょうか?例えば、レギュラーコース、年内完結・速修コースのミニテストで出題された、次の問題を考えてみましょう。

問1 消費税法第4条第1項に規定する「国内取引の課税の対象」について述べなさい。

問2 消費税法第2条第1項第8号に規定する「資産の譲渡等の定義」について述べなさい。
ただし、規定中のかつ書きについては、解答不要とする。

- 【解答Ⅰ】 1 国内において 事業者が行った 資産の譲渡等には、消費税を課する。
2 資産の譲渡等とは、事業として 対価を得て行われる 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

どうでしょう?この2行ちょっとした文章の中に、問われたことに対する解答がなんと端的に盛り込まれていることでしょうか!「別に条文どおりでなくたって、自分の言葉で書いたっていいじゃないの?」と思った方、例えば次の解答と比べてみて下さい。

- 【解答Ⅱ】 課税の対象の4要件は次のとおりである。
- (1) 国内において行うものであること
 - (2) 事業者が事業として行うものであること
 - (3) 対価を得て行うものであること
 - (4) 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること

この解答では、いくつか不完全な箇所があります。

- ① どこまでが問1の解答で、どこからが問2の解答なのかがわからない。
(問われたことに対し的確に解答できていない。)
- ② 結論が明確でない。どのような取引に対して「消費税を課する」のかが明確に伝わらず(ちなみに4要件をすべて満たす取引が課税の対象になります。),「資産の譲渡等の定義」についてはどこを指すのか明瞭でない。

さらに、条文どおり解答すると73文字(句読点を除く。)の中に必要な要件、結論を織り込むことができるのに対し、自分の言葉でまとめようとした解答では、90文字書いた上、不備があるために満点の答案にはなりません。

「条文どおり解答する」ということは、実は最もコンパクトに、必要かつ十分な解答ができる方法なのです。少し堅苦しく感じる言葉の中に、条文が発する、大切なメッセージが込められているのです。そこで、条文（理論マスター）を暗記することは、合格への近道となるのです。言葉の力って、偉大なんですよ！

③ 覚えればいいのはわかっているのだけれど…

「理論マスターを丸暗記」すれば得点につながるのはわかっているけど、実際には次のような理由から達成感を得にくく、理論暗記に対して苦手意識をもってしまうがちです。

- (1) なかなか覚えられない。1ページ覚えるのにやたらと時間がかかる。
- (2) どこまで理論マスターどおりに解答すればよいのか、間違えたらどのくらい点数に影響するのかわからず覚えた気にならない。不安。
- (3) 一度覚えたら忘れにくい計算（パターン）と異なり、覚えてもすぐ忘れる。

そこで、当セミナーでは、苦手意識を克服するべく、どのようにすれば理論暗記がスムーズにできるようになるのか、その方法についてご紹介します。

テーマ 2 暗記のための環境づくり

スポーツをするためには、基礎体力が必要です。理論暗記も、スムーズに実行し暗記を進めるためには、『基礎体力づくり』とも言えるべき、準備が必要になります。ここでは、理論暗記をスムーズに行うための環境づくりを考えてみましょう！

1 暗記に充てる時間を確保しよう！

理論暗記を初めて行う際には、まず、「暗記できる場所・時間・方法」を見つけることが必要となります。これは自身の生活リズムや学習環境により十人十色ですから、自分に合った方法等を見い出すことが大切です。

まず、1週間の学習スケジュールの中で、理論暗記に充てる時間を確保しましょう！

- (1) 起床～出勤（通学）まで
- (2) 通勤（通学）中 電車の中など
- (3) 普段から予定している学習時間の一部
- (4) 帰宅後～就寝まで（お風呂で覚えていた、という方もいますよ！）
- (5) 家族を送り出した後や子供が眠ってからなど

合格体験記などを目にするると、理論暗記は電車での移動時間など「すき間時間を使って」行った、という話がよく出てきます。ただし、これは多少なりとも理論暗記に慣れた方、いわば理論暗記をする基礎体力が身に付いた方の話です。暗記に慣れていないうちは「すき間時間」と考えず、意識して暗記時間を確保する必要があります。

また、理論暗記の方法（読む、書く、聞く）によって、理論学習のために確保する時間帯や場所は異なってきますが、慣れないうちは意識して机に向かい、様々な方法を試してみるのがおすすめです。書いたり、読んだり、試行錯誤しながら学習を進めていくうちに、自分なりの方法が見つかります。そうしたら、改めて一週間のスケジュールを再検討し、自分の方法を実行できる場所や時間帯を決め直しましょう。

なお、理論暗記は、1週間に1日、7時間を充てるよりも、1日に1時間（又は30分×2回）ずつ7日間を充てる方が集中力を保てて効果的です。「7時間×1日≠1時間×7日」、であると心に留めて計画を立てましょう。

2 暗記のペース目標を決めよう！

もう一つ、暗記計画を立てる際に必要なことは、暗記のペースを決めることです。1 題の理論（理論マスター2ページ分）を覚えるのに、自分以外の人は数時間や1日で覚えられるのではないかと不安になってしまうこともあるのではないのでしょうか。暗記のペースや得意不得意も個人差がありますから、人と比べるのではなく、自分自身の現在のペースを把握した上で、目標を決めてゆくといいでしょう。

理論暗記が初めてであれば、基本テキストに記載されている理論暗記目標に合わせて、1週間～10日で1題暗記をする、というのを目標にしてみるとよいでしょう。暗記のコツがつかめてきたら、5日～1週間で1題、というように、暗記のペース目標を短縮したり、1週間で新しい理論を暗記しながら、並行して以前暗記した理論を反復暗記するなど、自分に対する負荷をより強くかけていきましょう！



付 録 実際に計画を立ててみましょう！

	月	火	水	木	金	土	日
3:00							
4:00	...	...	...	...	...	...	...
5:00	...	...	...	...	...	...	...
6:00							
7:00	...	...	...	...	...	...	...
8:00	...	...	...	...	...	...	...
9:00							
10:00	...	...	...	...	...	...	...
11:00	...	...	...	...	...	...	...
12:00							
13:00	...	...	...	...	...	...	...
14:00	...	...	...	...	...	...	...
15:00							
16:00	...	...	...	...	...	...	...
17:00	...	...	...	...	...	...	...
18:00							
19:00	...	...	...	...	...	...	...
20:00	...	...	...	...	...	...	...
21:00							
22:00	...	...	...	...	...	...	...
23:00	...	...	...	...	...	...	...
24:00							
1:00	...	...	...	...	...	...	...
2:00	...	...	...	...	...	...	...
3:00							

テーマ 3 さあ、暗記！

学習環境が整ったらいよいよ暗記開始です。

暗記手順を段階別に分けると、次のとおりです。このステップに従って進めていきましょう。

《内容を理解するステップ》

【ステップ1】 タイトル（解答の柱）をチェックする。

【ステップ2】 前提・結論等の内容をチェックする。

《ひたすら暗記作業を進めるステップ》

【ステップ3】 条文を暗記する。

(理論テキストixページ)

1 内容を理解するステップ

「よーし、覚えるぞ！」と机に向かって理論マスターを開き、いきなり『丸暗記』を始めた方、ちょっと待って下さい！暗記にはある程度の手順が必要です。

例えば、次の都道府県を順番どおり覚えなさい、と言われたらどう思いますか？

東京都 大阪府 愛知県 神奈川県 京都府 福岡県

都道府県を覚えること自体には抵抗を感じないかもしれませんが、「順番どおり、と言われても意味がわからなければすぐ忘れちゃうし、覚えてもムダ！」と思った方、その通りです！税法の理論は丸暗記と言われますが、ただやみくもに覚えようとしても、上記の文章を覚えるのと同じで意味はなく、記憶も定着しにくいのです。内容をある程度理解してから、つまり、文章を文字情報ではなく、意味のある言葉のつながりとして覚えようとすることで、暗記効果はるかに高くなります。

(ちなみに、この都道府県の順番にはちょっとした意味があるんですよ…なんて言われると、ちょっと見方がかわりますよね？)

まずは、条文に書かれている内容を理解することから始めていきましょう。

【ステップ1】タイトル(解答の柱)をチェックする ～全体の内容を理解する～

理論を暗記する際、まず、その論点の中に含まれている規定をタイトル(=解答の柱)で確認して、その論点がどのような規定で構成されているかをチェックします。ここでその論点の全体像をつかんでおきましょう。

【具体例】「理論マスター1-1 課税の対象」

1. 国内取引
2. 輸入取引

この2つの柱をチェックすることにより、課税の対象の規定は国内取引と輸入取引とに分けて規定されていることが確認できます。

ここでちょっと、課税の対象の内容を思い出してみましょう。

国内取引の課税の対象は、4要件をすべて満たした取引のみが対象となりましたが、輸入取引の課税の対象は、特に要件がなく、保税地域から引き取られる外国貨物がすべて課税の対象となります。つまり、対象が全く違うのだから2つの大きな柱に分かれているのだ、と確認できますね！

また、解答の柱を列挙できるようにすることは、応用理論問題を解答する際にも有用となります。テーマ1に挙げた第58回本試験「国内取引の課税標準」であれば、「2. 輸入取引の課税標準」や「3. 税率」については解答する必要がないことがわかります。解答時間のロスを防ぐことにつながりますので、解答の柱を列挙できるようにすることはとても有効な手段です。



プラスα タイトルの暗記

解答の柱(タイトル)の暗記は、一字一句でなくて構いません。

【具体例】「理論マスター1-1 課税の対象」より

- 1(4) 資産の譲渡とみなす行為 → 1(4) みなし譲渡
- 2(2) 保税地域からの引取りとみなす場合 → 2(2) みなし引取り

なお、「システムカード(理論マスター編)」では、各理論の柱や項目をチェックできるようになっています。暗記題数が増えたら、タイトルチェックだけをまとめて行うのに活用するとよいでしょう。

【ステップ2】前提・結論等の内容をチェックする ～条文の構成を理解する～

次に個々の規定の内容を見ていきますが、消費税法の規定の中には一文がかなり長いものもあり、頭から読んだだけでは理解しづらい場合がありますので、以下の項目をチェックし、各条文の構成を理解します。

なお、前提の区切りや結論、キーワードや間違えやすい箇所など、暗記作業を始める前にチェックした部分は、マーカーなどで印をつけると、覚えやすくなります。

(1) 前提(適用要件)をチェックする

通常、規定には前提がおかれていますので、それをチェックします。言い回しは規定によって多少異なることがありますが、ほとんどは以下の2パターンに分けられます。

- ① 前提が1つの場合 $\begin{cases} \text{イ} & \sim\text{の場合には} \\ \text{ロ} & \sim\text{のときは} \end{cases}$
- ② 前提が2つの場合 …… $\sim\text{の場合において、}\sim\text{のときは}$

理論の構造を理解することは、理論の内容を理解することにつながります。次の2つの例を比べてみましょう。



具体例

「理論マスター3-13 売上げに係る対価の返還等」

1. 売上げに係る対価の返還等をした場合

事業者(免税事業者を除く。)が、国内において行った課税資産の譲渡等(中略)につき、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことにより、売上げに係る対価の返還等(注1)をした場合には、

「理論マスター3-14 貸倒れに係る消費税額の控除等」

1. 貸倒れに係る消費税額の控除

事業者(免税事業者を除く。)が国内において課税資産の譲渡等(中略)を行った場合において、その課税資産の譲渡等の相手方に対する売掛金その他の債権につき(中略)その課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなったときは、

(2) 結論をチェックする

ここが規定の中で最も重要な部分です。「納税義務は免除されない」とすべきところを「納税義務は免除される」と書いてしまったら、真逆の意味の文章を書いたことになります。本試験であれば、このように結論が180度違うような答えは、何行書いてあったとしてもズバリ「0点」です。特に慎重にチェックしましょう。

更に、次のような語尾の言い回しによっても意味が変わってきますので、十分注意して下さい。落ちない答案を作成するコツは、「オチ」をきちんとつけることです！

- | | |
|-----|-----------------|
| ① { | ～しなければならない…義務規定 |
| | ～できる …任意規定 |



具体例

「理論マスター4-2 確定申告制度」

1. 課税資産の譲渡等についての確定申告

(1) 内 容

事業者（免税事業者を除く。）は、課税期間ごとに、その課税期間の末日の翌日から2月以内に、一定の事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。
義務規定

「理論マスター4-3 還付を受けるための申告制度」

1. 還付を受けるための申告

(1) 内 容

事業者（免税事業者を除く。）は、その課税期間分の消費税につき控除不足額がある場合には、確定申告書を提出すべき義務がない場合においても、控除不足還付税額又は中間納付還付税額の還付を受けるため、一定の事項を記載した申告書を税務署長に提出することができる。
任意規定

- ② { ~とする……本来そのように取り扱っておかしくないものにつき、制度として
そのように決める場合に用いる。
~とみなす…本来そうではないものにつき、擬制的にそのように取り扱う場合
に用いる。



具体例

「理論マスター 1-1 課税の対象」

1. 国内取引

- (2)②□ 事業者が、土地収用法等の規定に基づいて（中略）補償金を取得した場合には、
対価を得て資産の譲渡を行ったものとする。

（中略）

- (4) 資産の譲渡とみなす行為

次の行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

(3) その他チェックしておきたいもの

① キーワード（税法用語）

理論を何題か覚えていると、以前覚えた理論と同じ用語が用いられていることがあります。いわゆる消費税法における「キーワード（税法用語）」です。意味のある1まとまりの用語はそのまとまりごとにチェックをすることで、規定の内容を理解しやすく、文章が頭の中に入りやすくなります。

【具体例】

- イ 理論マスターにタイトルも含め、定義づけられているもの
…「課税資産の譲渡等」「基準期間における課税売上高」「課税仕入れ」など
（なお、理論マスター5-4では、消費税法でも「定義」として規定されているものが収められています。）
- 理論マスターの文章中、注書きやカッコ書き、段落を設けて「〇〇とは…」と説明されているもの
…「対価の額」「売上げに係る対価の返還等」など
- ハ その他よく用いられるまとまりのある言葉
…「課税標準額に対する消費税額」「課税資産の譲渡等に係る消費税額」など

なお、これらの用語について、理論テキストでは _____ や _____ で示しています。暗記するときにチェックしておきましょう。

② 基準をあらわす用語

「以上」「以下」「超」「未満」といった基準値を表す言葉や、「経過する日」「経過した日」「翌課税期間」「2年前の日の前日」「課税期間の末日の翌日」といった基準日を表す言葉は、1円あるいは1日ズレるだけで大きく取扱いがかわるところですので、チェックしておく必要があります。日付が関係する規定については、基本テキストにタイムテーブルが掲載されているものも多いので、併用して確認するとよいでしょう。



プラスα 計算と関連づけてイメージをもつ

帳簿の保存などの適用要件は別として、規定の内容などについては計算の内容と関連づけるのも内容理解に役立ちます。そうすれば各論点のイメージが湧きやすく、また一旦覚えた理論が忘れにくくなるというメリットもあります。

ここまでのチェックポイントのまとめとして、次の具体例を見てみましょう！



具体例

「理論マスター3-13 売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除」

1. 売上げに係る対価の返還等をした場合

事業者（免税事業者を除く。）が、国内において行った課税資産の譲渡等（輸出免税等により消費税が免除されるものを除く。）につき、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことにより、売上げに係る対価の返還等（注1）をした場合には、

⇒前提をチェック

課税事業者が行った4%課税売上げについて、売上げに係る対価の返還等をしたら

その売上げに係る対価の返還等をした日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額（注2）の合計額を控除する。

⇒結論をチェック

課税標準額に対する消費税額 - 対価の返還等に係る税額
(控除する)

2 ひたすら暗記作業を進めるステップ

【ステップ3】条文を暗記する ～全文を丸ごと暗記～

暗記の基本作業が終了したら、いよいよ暗記の実践です。

個々の規定の大まかな内容を理解できたら、あとはただひたすら条文の文章を暗記していくだけです。あくまで「条文を一字一句正確に」覚えることが原則であることを忘れずに。

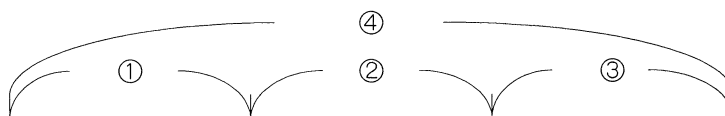
また、一文がかなり長いものは、次のような方法で覚えてみてはいかがでしょうか？

(1) 一文をいくつかに区切って暗記する方法

一つの文章をいくつかに区切って、次のように覚えます。なお、この区切って暗記する方法は、理論マスターの一つの問題を覚える際にも応用できます(一つの区切りを理論の一つの柱(タイトル)に置き換えて考えてみるとよいでしょう。)

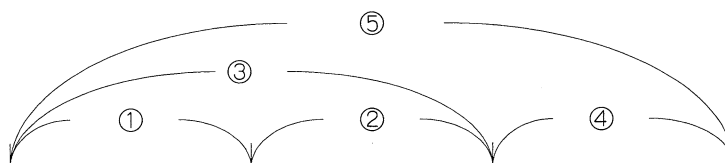
【パターン1】

① を ⇒ ② を ⇒ ③ を ⇒ ①～③を通して
覚える ⇒ 覚える ⇒ 覚える ⇒ 覚える(4)



【パターン2】

① を ⇒ ② を ⇒ ①②を通して ⇒ ④ を ⇒ ①②④を通して
覚える ⇒ 覚える ⇒ 覚える(3) ⇒ 覚える ⇒ 覚える(5)



また、一つの文章の具体的な区切り方も、いくつか考えられます。



具体例 「理論マスター3-1 仕入れに係る消費税額の控除」

【その1】内容の異なるごと(前提・結論など)に区切る方法

個別対応方式による場合において、/ ⇐ **前提1**

課税売上割合に準ずる割合(事業の種類等の異なるごとに区分して算出したものである場合には、その区分して算出したそれぞれの割合。)で次の要件のすべてに該当するものがあるときは、/ ⇐ **前提2**

個別対応方式の口の金額は、/ ⇐ **主語**

次の(2)に規定する承認を受けた日の属する課税期間以後の課税期間については、課税売上割合に代えて、その割合を用いて計算した金額とする。 ⇐ **結論**

【その2】文章の区切りの良い所(文節など)で区切る方法

個別対応方式による場合において、/

課税売上割合に準ずる割合 /

(事業の種類等の異なるごとに区分して算出したものである場合には、/
その区分して算出したそれぞれの割合。)/

で次の要件のすべてに該当するもの /

があるときは、/

個別対応方式の口の金額は、/

次の(2)に規定する /

承認を受けた日の属する課税期間以後の /

課税期間については、/

課税売上割合に代えて、/

その割合を用いて計算した金額とする。

(2) 文章の骨格となる部分をまず覚え、後から修飾部分を補う方法

カッコ書きや注書き、「…で～もの」といった表現で修飾される部分を、最初は飛ばして骨格となる部分を覚え、後から挿入する形で覚える方法です。

結論がしっかりと押さえられるので内容を理解しやすく、結論を間違えるといった大失点を防ぐことができます。



具体例

「理論マスター4-1 中間申告制度」

【その1】カッコ書きを飛ばして暗記する方法

事業者■は、 / 一月中間申告対象期間につき、 / その期間の末日の翌日■から2月以内に、次の事項を記載した申告書を / 税務署長に提出しなければならない。
ただし、 / イの金額が400万円以下の場合については / この限りでない。

【その2】「…で～もの」、注書きや※印を飛ばして暗記する方法

イ その課税期間の直前の課税期間の / 確定申告書に記載すべき / 確定消費税額
■…■を / その直前の課税期間の月数で除して計算した金額
□ イの金額の計算の基礎 / その他一定の事項

3 暗記の具体的手段

暗記の具体的な方法としては、次の4つが挙げられます。この中で自分に合った方法で進めていきましょう。（理論テキストxページ）

- (1) 書く
- (2) 目で追って読む
- (3) 声に出して読む
- (4) CDを聞く

もちろん、1つに限らず、複数の方法を組み合わせても構いませんし、五感をフルに活用する方がむしろ効果的です。また、これらは暗記方法の代表的な手段ですので、これら以外にも自分なりの方法を見つけて暗記を進めて全然問題ありません。



参 考

14ページの「理論マスター4-1 中間申告制度【その1】」を、ここまでのまとめとしてご紹介します。カッコ書きなどをまず飛ばして内容を理解し、少しずつ補足しながら覚える方法の一例です。

I 段階 アウトラインを理解

事業者■は、/ 一月中間申告対象期間につき、/ その期間の末日の翌日■から2
(理論マスター1(1)③ …1月ごと) (原則、2月以内に申告)
月以内に、次の事項を記載した申告書を / 税務署長に提出しなければならない。
(結論…義務規定)
ただし、/ イの金額が400万円以下の場合については / この限りでない。
(⇒計算とリンク ≤400万円なら… 適用なし)



II 段階 要件の補足

事業者■は、/ 一月中間申告対象期間につき、/ その期間の末日の翌日■から…
↑
(免税事業者 / 及び / 課税期間特例選択・変更届出書を提出している事業者を除
(課税事業者が対象) (課税期間を短縮した事業者は除く※)
く。)

※ レギュラーコースNo.2第4回、年内完結・速修コースNo.3第4回で学習。



III 段階 更に細部を補足

事業者(…)は、/ … / その期間の末日の翌日■から2月以内に、…
↑
(その期間が / その課税期間開始の日以後1月の期間(注1)である場合には、/
(中間申告対象期間の末日と確定日が1月ズれる場合)
その課税期間開始の日から2月(注2)を経過した日)
(確定日の翌日から2月以内が期限)



全体の暗記へ

テーマ 4 成果を試そう！

1 採点者の気持ちを考えてみましょう！

理論暗記は、合格答案を作成するために行うものです。では、合格答案って、一体どのような答案なのでしょう？別に美文字である必要はありません。まずは、「採点者は、10,000人の答案に目を通す」ということを意識しましょう。読み易い答案で、内容もバッチリなら「よし、よし」と気持ちよくマルをつけてくれることでしょう。逆に、読みづらい答案は、なかなか読み進まず、ちょっとしたミスが目立ってしまいます。折角覚えた理論なのですから、そのような「ダメ出し答案」ではなく、マルをもらえる答案づくりを目指したいものですね。

そこで、採点し易い答案、しづらい答案の具体例を挙げてみます。

(1) マルをもらえる答案の具体例

- ※ ポイント ① 段落を設け、見やすい。
② 条文(理論マスター)どおり解答できている。
③ 訂正をしていても見やすい。

なお、合格答案を作成する最大のポイントは「心」です。採点は人が行うもの。「自分の答案を読んで下さい！成果をみて下さい！」という気持ちを込めて書くことで、自然と読みやすい答案ができるものです。

1. 輸出免状等
国内において
事業者(免状事業者を除く)が行う課税資産の譲渡等のうち、輸出入等に該当するもの
については、消費税を免除する。
2. 輸出入等の範囲
(1) 本邦からの輸出入で行われる資産の譲渡又は貸付け
外国
(2) 国外貨物の譲渡又は貸付け(1)に該当するものを除く)

(2) 少々難あり！答案の具体例

《ケース1》タイトルや段落がない。訂正箇所がわかりづらい。枠からはみ出している。

1. 輸出入税等
事業者(負税事業者を除く)が国内において行う
課税資産の譲渡等のうち、輸出入取引等については
消費税を~~課税~~する。←免除(に該当するもの)
2. 輸出入取引等の範囲
日本邦からの輸出として行われる課税資産の譲渡又は貸付け
は外国貨物の譲渡(1)に該当するものを除く)
又は貸付け

《ケース2》字が小さすぎる(目が疲れてくるとぼやけて読みづらくなってしまうのです…)

1. 輸出入税等
事業者(負税事業者を除く)が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、輸出入取引等の譲渡等については消費税を免除する。
2. 輸出入取引等の範囲
(1) 日本からの輸出として行われる課税資産の譲渡又は貸付け
(2) 外国貨物の譲渡又は貸付け(1)に該当するものを除く。)

《ケース3》数字が読みづらい。クセ字、又は草書のような文字になってしまっている。

1. 輸出入税等
事業者(負税事業者を除く)が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、輸出入取引等については消費税を免除する。
2. 輸出入取引等の範囲
(1) 日本からの輸出として行われる課税資産の譲渡又は貸付け
(2) 外国貨物の譲渡又は貸付け(1)に該当するものを除く。)

② 答案を作成したら必ずすることは？

テストの際、答案を作成したら必ず行うことは、「見直しをすること」です。例えば日常生活でも、大切なメールを送る時には、宛先や文章の内容をよく確認しますよね？理論答案も同じこと。テストで腕試しをすることは、自分の暗記の成果を試す晴れ舞台!？です。大切な舞台ですから、きちんとできたか、見直しを忘れずに行いましょう。

特に結論には必ず目を通しましょう！

③ 書き誤った。書き足りなかった…失敗は成功のもと！

ミニテストや実力テストで失敗してしまうと、ショックを受けてしまうもの。でもショックを受けた分、記憶にはより強く残ります。書き誤ったり、減点された箇所こそ、次からは正しく書けるようにできるチャンスです。そのような箇所は理論マスターにチェックを入れるなどして、次回以降の暗記に活かしましょう。



プラスα 本試験の答案用紙

理論の解答は、答案用紙の1行の高さの2分の1～3分の2程度で書くと、見やすく、後で訂正し易くなります(理論テキストx v ページ)。

最近の本試験では、1行の高さが低めの答案用紙(細点線がないもの)が配られる場合があります。今、答案用紙の高さいっぱいには解答している人は、そのような答案用紙もあると、少し意識するとよいでしょう。

《TYPE I 細点線が入っているもの》

《TYPE II 細めのもの》

テーマ 5 忘れるのは嫌だけど…

予告理論に従って暗記し、実力テスト等では書けたものの、次の理論を覚え始めたり、暗記題数が増えてくると、以前覚えた理論を忘れてしまいます。一度覚えた理論は、忘れてしまっても大丈夫なのでしょうか……。

1 一度覚えた理論は忘れても大丈夫！

暗記題数が増えてくると、一度覚えた理論は時間の経過と共に忘れてしまうものですが、これは仕方のないことです。また覚え直しをすればよいのです。はじめは丸々一週間かかって暗記した理論も、2回目は5日で、3回目は3日で覚えられるようになります。『暗記の完成度は忘れた回数に比例する』といわれるくらい、暗記は繰り返すことにより定着するのです。ですから、まずは忘れることを恐れず、予告理論を一題ずつこなしていきましょう。

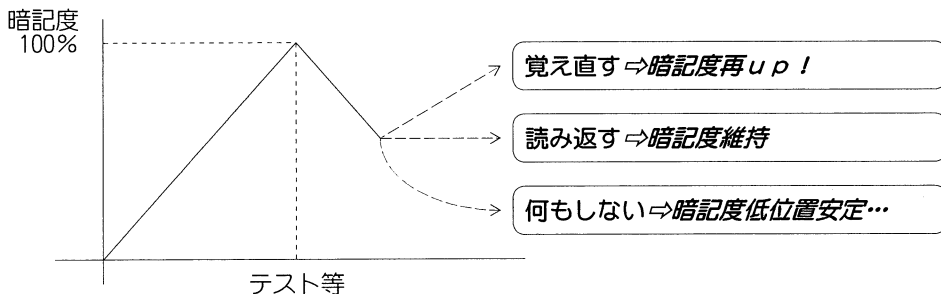
2 鉄は熱いうちに打て！

さて、突然ですが昨日の夕食のメニューは何でしたか？一昨日、一昨々日は…？

2、3日前までは鮮明に覚えていても、それより前になるといつのメニューだったか、誰と食べたか、記憶は曖昧になってくるものです。

理論暗記も同様で、覚え直しは間隔を空けすぎないことがポイントです。一度覚えた理論は、例えば2週間後、1ヶ月後、次の理論を覚えたら、というように決めて繰り返しましょう。きちんと覚え直せば暗記度は元に戻りますし、読み返すだけでも十分効果があります。

【図 解】



なお、直前期まで全く理論マスターの該当ページを開かなかった…というのは、もったいないので避けましょう！

テーマ 6 理論暗記に関するQ & A

Q1 理論暗記は「一字一句正確に」と言われますが、句読点についても正確に書けなければなりませんか？

句読点の位置については、あまり神経質になる必要はないでしょう。

Q2 答案作成するに当たって、おすすめのペンはありますか？

細すぎたり、青色が鮮やかすぎたり、にじむようなことがなければ、後は自分の手になじんだペンが一番です。なお、ペン先がつぶれて書けなくなったりすると大変ですので、本試験では同じペンを2本用意したり、替えのインクを用意したりしておきましょう。

Q3 理論暗記目標の目標時間で書くことができません。

理論は暗記の精度が上がれば上がるほど、書くスピードも速くなります。理論暗記目標の目標時間は、あくまで「目標」ですので、まずは1回目よりも2回目、2回目よりも3回目、より速く書けるように暗記を繰り返しましょう。本試験では解答スピードも要求されますが、スピードアップの最大のポイントは「完璧に暗記すること」です。書いている最中に手を止めて、覚えた理論を思い出しているようでは完璧とは言えません。「理論マスターを見ずにスラスラ条文が出てくる」、という状態になったらシメたもの、暗記スピードは合格点です。このレベルに到達するよう、暗記を繰り返していきましょう。

Q4 内容を理解することに努めていると、暗記が進みません。

内容を理解した方が速く暗記でき、また頭の中に定着し易くなりますが、あまりにも細部にこだわりすぎてしまうと、逆に理論暗記がすまなくなってしまうこともあります。また、はじめは大まかに内容を押さえて暗記をした後、計算学習と並行させて反復しているうちに計算とリンクして、理解が不明瞭だった部分についてもスッキリ、理解できるようになることがあります。理解して暗記をすることは重要ですが、「木を見て森を見ず」とならないように！

Q5 実際の条文を見ると、理論マスターと表現が異なるところがあるのですが、「一字一句」であることと矛盾するものではありませんか？

理論マスターは、消費税法の条文を税理士試験受験用に作成・編集したものです。本試験のボリュームや消費税法における重要度、暗記のしやすさ等を考慮し、可否には影響がないと思われる箇所については、適宜編集しています。逆に言えば、理論マスターに記載されている文章は、本試験で個別理論として出題された場合に合格点が取れるラインであり、理論マスターの文章をより簡略化すると、テーマ1 2で触れたとおり、不完全な箇所が生ずると考えておくとういでしょう。

Q6 覚えたいのだけれど、どうしても覚えられません…(泣)。

スポーツでは「気持ちの強い人が勝つ」とよく言われます。「絶対に覚えよう」という気持ちが必要なのです。理論マスターは全部で42題収録されています。42題!?と考えると途方もなく感じられますが、「今、目の前にある理論が本試験で出題される理論ですよ」と、本試験の出題予告がされていたら、死にもの狂いで覚えるハズです。騙されたつもりで、毎回「この理論が出題される！」と心に浮かべて暗記を進めましょう。

でも本試験は皆さんが覚えるべき理論の中から出題されるのです。決して騙されている訳ではありませんよ！